

東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰により影響を受けている市内のL Pガス利用者の負担軽減を目的として、L Pガス販売事業者が実施する一般消費者等のL Pガス料金の値引きに要する経費について、予算の範囲内において東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) L Pガス 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。
- (2) 一般消費者等 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等及び供給地点が70戸以上の一の団地内においてガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する特定ガス発生設備で発生したL Pガスを導管により供給を受け、その消費の態様が燃料としての生活の用に供する場合に類似している者をいう。ただし、いずれも東広島市内においてL Pガスの供給を受けた者であって、工業的な利用者及び大企業、国及び地方公共団体等を含まない。
- (3) L Pガス販売事業者 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL Pガスを販売する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、L Pガス販売事業者であって、東広島市内でL Pガスを使用する一般消費者等に対しL Pガスを供給する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員（次号において「暴力団等」という。）
- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、値引き原資及び事務負担費とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、値引き額及び値引き対象件数に応じて別表第1に定める事務負担費額とする。

(登録)

第6条 補助を受けようとする者は値引きを実施する月の前月末日までに東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業事業者登録申請書（別記様式第1号）及び東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業振込先確認書（別記様式第1号－2）を市長に提出しなければならない。

（登録決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業事業者登録確認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（値引きの実施）

第8条 補助を受けようとする者は市長が指定する期間において1契約当たり最大545円の値引きを1回限り実施すること。値引き額が請求額を超える場合は当該請求額を上限とし、その差額は繰り越さないものとする。

（値引きの表示）

第9条 補助を受けようとする者は請求書等に値引き額及び東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業による値引きを実施した旨を一般消費者等に対して明示すること。

（実績報告）

第10条 補助を受けようとする者は値引き実施後、市長が指定する期日までに東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業実績報告書兼請求書（別記様式第3号）、一覧表及び証憑書類を市長に提出すること。

（額の確定及び支払い）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、審査の上、補助金額を確定し、報告をした補助対象者に東広島市L Pガス料金高騰対策支援事業補助金額確定通知書（別記様式第4号）により通知するとともに、補助金を登録のあった金融機関の口座に交付するものとする。なお、値引き実績を確認できないものについては、補助対象経費から除外することができる。

（禁止事項）

第12条 不正請求、虚偽報告及び不当な価格転嫁を禁止する。

（帳簿保存）

第13条 関係書類は10年間保存すること。

（検査）

第14条 市長は、必要がある場合は、立入検査等の調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和8年7月17日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

値引き対象件数	事務負担費額
3 0 0 件以下	3 0 , 0 0 0 円
3 0 0 件超～9 9 9 件	1 件当たり 1 0 0 円
1 , 0 0 0 件以上	一律 1 0 0 , 0 0 0 円

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者	所在地	〒	
	事業所名		
	代表者又は 営業所長等		
	販売事業者 登録番号	液化石油ガス法 ガス事業法	

東広島市 L P ガス料金高騰対策支援事業事業者登録申請書

東広島市 L P ガス料金高騰対策支援事業への登録について、東広島市 L P ガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、誓約事項及び同意事項を遵守できなかった場合は、事業者登録確定後であっても補助金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意の上、登録申請いたします。

記

1. 誓約事項、同意事項に関する確認
- 内容を確認のうえ、同意する場合、上記枠内にチェック ☒ を入れ提出すること
- ・不正な事業費の受給防止に係る誓約事項（別紙 1）

同意します。 ☐
- ・反社会的勢力排除に係る誓約事項（別紙 2）

同意します。 ☐
- ・個人情報等の取扱いに係る同意事項（別紙 3）

同意します。 ☐
2. 支援対象者数（申請時における契約者数）
- ① 東広島市内の全契約者数（※質量販売を除く）

_____ 件
- ② 大企業の契約者数

_____ 件
- ③ 国及び地方公共団体及び東広島市が別途指定する契約者数

_____ 件
- ④ 支援対象者数（①全契約者数から②と③の件数を差し引いた契約者数）

_____ 件

3. 申請担当者

担 当 者 名			
電 話 番 号		ファックス番号	
メールアドレス			

以 上

- ※1 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
- ※2 必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人の口座に限ります）。また、通帳の見開きページに印字されている名前と申請者の名義が一致していることをご確認ください。
- ※3 **通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の両方が確認できるものを添付すること。**
- ※4 ネット銀行の場合、上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写しを添付すること。

【通帳の見開きページ（イメージ）】

[illegible]

通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写しの添付チェック

不正な事業費の受給防止に係る誓約事項

当社は、事業費の受給にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、東広島市（以下「市」という。）の求めに応じ、適切なLPガス料金の値引きの実施及びその証憑等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な事業費の受給に該当する可能性があるとして市が判断する場合は、その調査が完了するまで当該事業費の金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な事業費の受給が発生しないよう、市の求めに応じ、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。
- (5) 当社は、不正が判明した場合には、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることについて、同意します。
- (6) 当社は、市、警察、税務機関などの行政機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 事業費相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、事業費による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、事業費の受給に当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、当社の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等（以下、「役員等」という。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）役員等が暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している
- （３）役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している
- （４）役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している
- （５）役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している
- （６）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
- （７）役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している

以上

個人情報の取り扱いに係る同意事項

当社は、本事業への登録及び事業費の支給の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

東広島市は、本事業の実施に必要な範囲で、L P ガス販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。

なお、事務局は、L P ガス販売事業者が提供する情報を事業の終了後 1 0 年間保管し、業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、東広島市は、L P ガス販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上

様式第 2 号

令和 年 月 日

登録申請者 様

東 広 島 市 長
(公 印 省 略)

東広島市L P ガス料金高騰対策支援事業事業者登録確認通知書

標記について、東広島市L P ガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱第 6 条に基づき登録申請のあった件につきましては、登録要件に合致することを確認しましたので通知します。

なお、東広島市L P ガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱別紙 1 及び 2 の誓約事項及び同別紙 3 の同意事項を遵守できなかった場合は、登録後であっても補助金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを申し添えます。

登録者	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

東広島市ＬＰガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱第１０条に基づき、下記のとおり提出します。

1. 値引き実施件数 件

2. 値引き実施額 円

3. 精算払い請求額 円

項 目	件数	金額(税抜き)
値引き実施分	件	円
事務負担費用 ※1	件	円
合 計	—	円

また、事務負担費用に係る件数は表上の値引き実施分と一致すること

以上

- ・ 値引き実施一覧表（別添 1）
- ・ 値引きの事実を確認できる証憑類

値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず3件の提出が必要です。

また支援対象者が3,001件以上は、1,000件毎に1件の証憑類が追加で必要となります。

(例) 支援対象者数 800件⇒3件証憑類 5, 600件⇒6件証憑類

令和 年 月 日

請求者 様

東 広 島 市 長
(公 印 省 略)

東広島市L P ガス料金高騰対策支援事業補助金額確定通知書

標記について、令和 年 月 日付けで実績報告のありました東広島市L P ガス料金高騰対策支援事業に係る補助金額について東広島市L P ガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱第 1 1 条に基づき下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1. 補助金の額 金 _____ 円

2. 補助金額内訳表

項 目	値引き実施件数	金 額 (円)
値引き実施分	件	
事務負担金費用	-	
合 計	-	
精算払い金額	-	

以上